

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### 生命保険料控除はできるか? (生命保険付ローン)

Q: 今年マイホームを購入するにあたり、銀行から融資を受けました。住宅ローンには生命保険がついていますが、これについては生命保険料控除を受けることはできますか。

A: 生命保険料控除を受けることはできません。

#### 【解説】

生命保険料の対象となる生命保険契約等とは、生命保険契約のうち保険金の受取人が保険料の負担者又はその親族等の場合に限定されています。

住宅ローンに付いている生命保険は、一般的に契約者、受取人、保険料負担者が銀行となっており、被保険者である債務者が死亡した場合にはその時の債務相当額が保険金で相殺されるというものです。

保険料負担者は銀行となっているものの、実質的には債務者の返済額に含まれていると思われるので、生命保険料控除を受けられるようにも思われがちですが、保険金受取人及び保険料負担者が銀行ですので、その支払保険料について生命保険料控除を受けることはできないのです。

また、債務者が死亡した場合、相続の開始と同時にその債務は消滅したものと考えられますので、死亡保険金は相続税の課税財産には該当しませんし、相続人に承継される債務もないものとして取り扱われます。

